

令和3年横審第9号

裁 決
漁船A灯浮標衝突事件

受 審 人 a 1
職 名 A通信長
海技免許 五級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、令和3年2月16日その管轄を仙台地方海難審判所から当海難審判所に移転する指定があったので、当海難審判所は、理事官山口義広出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の五級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和元年11月21日19時40分少し過ぎ
岩手県宮古港東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A
総トン数 147トン
全 長 39.83メートル
機関の種類 ディーゼル機関

出 力 588キロワット

3 事実の経過

(1) 設備及び性能等

Aは、平成元年4月に進水し、さんま棒受け網漁業に従事する1機1軸の可変ピッチプロペラ及びバウスラスタを装備した長船尾楼型鋼製漁船で、船体中央やや船尾寄りに船橋を配し、船橋上部に操業用操舵室（以下「上部操舵室」という。）を設け、同室前部左舷側に操舵装置及び機関遠隔操縦装置、右舷側に左舷からソナー、魚群探知機、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ備え、自動操舵装置の自動及び手動等のモード切替えが船橋でしか行えないようになっていた。

操縦性能は、海上試運転成績表によれば、船首0.78メートル船尾3.55メートルの喫水における左及び右各旋回試験では、機関回転数毎分360、翼角20.5度、速力12.371ノットの状態から舵角35度をとったとき、90度回頭に要する時間が20.9秒及び22.7秒であり、前後進試験では、同状態から全速力後進を発令したとき、船体停止までの所要時間及び航走距離がそれぞれ23.0秒及び87.0メートルであった。

(2) a 1 受審人の経歴

(省略)

(3) 宮古港東方沖合の灯浮標設置状況

宮古港東方沖合には、港湾整備に必要な沖合の波浪観測精度向上等を目的としたGPS波浪計を備えた宮古沖波浪観測灯浮標（以下「宮古灯浮標」という。）が設置されており、同灯浮標は、海底から海面上に延びる錨鎖によって係止された上部構造物に風向風速計、レーダー反射器、無線用アンテナ、衛星通信用GPSアンテナ、マ

ーキング装置及び防舷材等を設け、灯質が毎20秒に5閃光の群閃黄光で、光達距離が5海里であった。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、船長a2及びa1受審人ほか13人が乗り組み、操業の目的で、船首2.0メートル船尾3.5メートルの喫水をもって、令和元年11月21日14時30分岩手県大船渡港を発し、同県閉伊埼北東方沖合の漁場に向かった。

a2船長は、自身を含む7人による5直2時間交替制の船橋当直を編成し、入出港時は、昇橋して自ら操船の指揮を執ることとしていたものの、魚群探索を含む操業時は、a1受審人を上部操舵室で操船及び操業の指揮に当たらせていた。

a1受審人は、17時00分閉伊埼北東方沖合の漁場に至り、上部操舵室で単独の船橋当直に就き、集魚灯を点灯してソナーで魚群探索を行いながら北上し、18時33分半僅か過ぎ鮎ヶ埼灯台から145.5度（真方位、以下同じ。）7.0海里の地点で、針路を010度に定めて自動操舵とし、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a1受審人は、GPSプロッター及びノースアップ表示で16海里レンジ設定としたレーダーをそれぞれ作動させ、a2船長及び通信士を船橋で魚群探索の補助に当たらせて続航し、19時33分半僅か過ぎ鮎ヶ埼灯台から054度7.3海里の地点に達したとき、ソナー画面の左舷船首方に魚群反応を認め、a2船長に手動操舵への切り替えを指示して針路をソナーの魚群反応に向く316度に転じ、徐々に減速しながら6.8ノットの平均速力で進行した。

転針したとき、a1受審人は、正船首1,400メートルのところに宮古灯浮標の群閃黄光を視認することができ、その後同灯浮標

に向首接近する状況であったが、魚群反応を追尾するためソナー画面を見ることに気を奪われ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a 1 受審人は、宮古灯浮標に向首したまま続航し、19時40分僅か過ぎ船首至近に迫った同灯浮標を認め、後進翼角として左舵をとったものの、及ばず、19時40分少し過ぎ鮎ヶ崎灯台から048度7.2海里の地点において、Aは、原針路のまま、3.5ノットの速力となったとき、宮古灯浮標に衝突した。

当時、天候は晴れで風力4の西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、右舷船首部外板に修理を要しない擦過傷等を生じ、宮古灯浮標は、マーキング装置及び衛星通信用GPSアンテナ各架台に折損等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件灯浮標衝突は、夜間、岩手県宮古港東方沖合において、魚群探索を行いながら航行する際、見張りが不十分で、宮古灯浮標に向首進行したことによって発生したものである。

a 1 受審人は、夜間、岩手県宮古港東方沖合において、魚群探索を行いながら航行する場合、宮古灯浮標に向首接近することのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、魚群反応を追尾するためソナー画面を見ることに気を奪われ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、宮古灯浮標に向首して接近する状況であることに気付かないまま進行して衝突を招き、船体及び同灯浮標にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を
1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年8月31日

横浜地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁